

|    |                           |
|----|---------------------------|
|    | 平成21年4月28日                |
| 担当 | 老健局 計画課                   |
|    | 課長 菱田 一                   |
|    | 課長補佐 家田 康典                |
|    | 係員 石井 洋之                  |
|    | 電話 03-5253-1111 (内線 3925) |
|    | 夜間直通 03-3595-2888         |

## 平成21年3月30日に認定した市町村は 11市町村

(うち小規模多機能型居宅介護11市町村、夜間対応型訪問介護1市町村)

地域密着型サービスのサービス類型である小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、市町村は通常より高い報酬の算定基準(市町村独自報酬基準)を設定できるとしております。

今般、「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」(平成19年6月28日老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号)の規定により、平成21年3月30日に指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する認定を行ったところでありますので、認定した全市区町村の独自報酬基準を別紙のとおり公表いたします。

### ○小規模多機能型居宅介護

- ・沼田市 (群馬県)
- ・新宿区 (東京都)
- ・足立区 (東京都)
- ・藤沢市 (神奈川県)
- ・相模原市 (神奈川県)
- ・静岡市 (静岡県)
- ・富士市 (静岡県)
- ・和歌山市 (和歌山県)
- ・神戸市 (兵庫県)
- ・笠岡市 (岡山県)
- ・高松市 (香川県)

### ○夜間対応型訪問介護

- ・静岡市 (静岡県)

## 小規模多機能型居宅介護

## ○沼田市

|   |                |
|---|----------------|
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>介護従業者の総数のうち、介護職員基礎研修を修了した者、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を修了した者の占める割合が50%以上である。</p>                                   | 300単位          |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>要介護3以上に該当し、認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者を受け入れている。（対象者加算）</p>   | 200単位<br>対象者加算 |
| <p>＜地域への貢献等に関する項目＞<br/>登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄れることができる仕組みを設けている。併せて地域住民との交流を図るため、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。</p> | 200単位          |

## ○新宿区

|  |       |
|--|-------|
| <p>＜地域への貢献等に関する項目＞<br/>登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること（1月に1回以上地域住民も参加する事業の開催など）</p> | 200単位 |
|--|-------|

## ○足立区

|  |                |
|--|----------------|
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること（当該要件の対象者のみ）。</p> | 300単位<br>対象者加算 |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。</p>                              | 300単位          |

## ○藤沢市

|   |                |
|---|----------------|
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復士、あん摩マッサージ師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクレーションメニュー等の策定に携わっていること。</p> | 200単位          |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90／100以上いること。</p>   | 100単位          |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態の区分が軽くなった者であること。（対象者加算）</p>        | 300単位<br>対象者加算 |

|   |              |
|---|--------------|
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/> 「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番」に登録し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報誌を発行し町内会等に回覧）を設けていること。</p> | <p>200単位</p> |
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/> キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。</p>                                     | <p>200単位</p> |

## ○相模原市

|   |              |
|---|--------------|
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/> 3月に1回以上家族でない地域住民と交流する行事を事業所が主催の下に開催し、かつ、1月に1回以上地域住民にサービスの提供状況や活動状況等を公表すること。</p> | <p>200単位</p> |
|---|--------------|

## ○静岡市

|   |              |
|---|--------------|
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/> 重度者への対応のため、通いサービスの基準以上（常勤換算1人以上）の介護職員を配置すること。</p> | <p>300単位</p> |
|---|--------------|

|   |              |
|---|--------------|
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>       下記①～⑤のいずれか1つを満たすこと<br/>       ①介護福祉士の資格を有する介護従業者を30%以上配置すること<br/>       ②3年以上の経験年数を有する介護従業者を20%以上配置すること<br/>       ③認知症介護実践者研修修了者を30%以上配置すること<br/>       ④認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること<br/>       ⑤理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置すること</p> <p>※1 サービス提供体制強化加算を算定している場合は上記独自報酬①、②を算定しないものとする<br/>       ※2 2つ以上該当している場合であっても300単位のみ算定となる</p> | <p>300単位</p> |
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>       登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）</p>  | <p>300単位</p> |

## ○富士市

|   |                        |
|---|------------------------|
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>       認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。</p>  | <p>300単位<br/>対象者加算</p> |
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/>       利用者のケアマネジメントにセンター方式（認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式）を活用し、ケアを実施していること。ただし、初期加算が算定されている間は、算定しない。（対象者加算）</p> | <p>200単位<br/>対象者加算</p> |

## ○和歌山市

|   |              |
|---|--------------|
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>         ○独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれかの基準に該当すること<br/>         (1) 介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3人以上配置していること<br/>         (2) 認知症介護実践者研修(実践者研修)、基礎課程を修了した常勤の介護従業者を5人以上配置していること</p> <p>ただし、(1)及び(2)についてサービス提供体制の加算申請をした場合は、該当しないものである。又、(1)及び(2)の条件を満たした場合であっても1月につき200単位を加算するものである。</p> | <p>200単位</p> |
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>         ○独自報酬算定月の前月において、次に掲げる基準に該当すること<br/>         (1) 要介護度4、5の利用者を全登録者の2割以上受け入れていること。</p>   | <p>200単位</p> |
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/>         ○独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれの基準にも該当すること<br/>         (1) 地域住民を対象とした介護教室など登録者でない地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる行事等を開催していること。<br/>         (2) 地域の集まりである自治会、婦人会、老人クラブ等や地域の活動である夏祭り、清掃活動、通学児童の見守り等に積極的に参加をおこなっていること。</p>  | <p>200単位</p> |

## ○神戸市

|   |              |
|---|--------------|
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>市が関与する中で、小規模多機能型居宅介護の事業者が事業者団体を組織し、定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議や研修会等を開催して、運営状況の報告や意見交換を行うと共に、事業やサービスに関する事例研修等に参加して事業者間の連携やサービスの質の向上を図っていること。</p> | <p>200単位</p> |
| <p>＜地域への貢献等に関する項目＞<br/>登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができること及び登録者が地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けていること（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。</p>   | <p>200単位</p> |

## ○笠岡市

|   |                        |
|---|------------------------|
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>日中の職員配置が配置基準以上の職員を配置している。（常勤換算法で1人以上）</p>                                    | <p>300単位</p>           |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く）を受け入れている。</p>                            | <p>300単位<br/>対象者加算</p> |
| <p>＜利用者への直接的なサービスに関する項目＞<br/>介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が20%以上40%未満である。</p>                                   | <p>200単位</p>           |
| <p>＜地域への貢献等に関する項目＞<br/>地域ボランティアの受入れや地域・登録利用者家族等の介護相談及び介護サポーターの養成のための研修会を2月に1以上開催されており、地域支援体制が確保されている。</p> | <p>200単位</p>           |

## ○高松市

|   |                |
|---|----------------|
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>2ヶ月に1回他の事業所との間で意見交換や事例検討、人事交流を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っていること。</p>     | 100単位          |
| <p>&lt;利用者への直接的なサービスに関する項目&gt;<br/>要介護状態区分が要介護3以上である登録者であって、認知症高齢者等の認知症日常生活自立度Ⅱの登録者に対し、サービスを提供した場合（対象者加算）</p> | 200単位<br>対象者加算 |
| <p>サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p>  |                |
| <p>①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上である場合</p>  | 200単位          |
| <p>②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>③看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>サービス提供体制強化加算Ⅱを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p>  |                |
| <p>①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p>   | 200単位          |
| <p>②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が80%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>③看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>サービス提供体制強化加算Ⅲを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p>  |                |
| <p>①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p>   | 200単位          |
| <p>②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>③看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が50%以上である場合</p>   | 200単位          |
| <p>サービス提供体制強化加算のいずれも算定していない場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p>  |                |
| <p>①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p>   | 200単位          |
| <p>②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が50%以上60%未満である場合</p>  | 200単位          |



|   |       |
|---|-------|
| <p>&lt;地域への貢献等に関する項目&gt;<br/> 地域住民と合同での行事または介護教室を月1回以上開催し、地域との連携を図ること</p> | 100単位 |
|---|-------|

## 夜間対応型訪問介護

### ○静岡市

#### ・夜間対応型訪問介護費Ⅰ

|   |                |
|---|----------------|
| <p>夜間であっても、オペレーターが医療職（医師又は看護師）に連絡がとれる体制を整えること。</p>                                      | 100単位          |
| <p>利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問介護が必要であると判断した場合、通報から30分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えていること。</p> | 100単位<br>対象者加算 |
| <p>3年以上の経験を有する訪問介護員を3名以上もしくは30%以上配置すること。</p>  | 100単位          |

#### ・夜間対応型訪問介護費Ⅱ

上記と同様